

2020年2月3日

株式会社光陽社 行動計画（第3回）

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 期間 2020年4月1日～2025年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知を行い、女性の取得率を60%以上とする。

【対策】職制への説明を2年に1度実施する。

実施時期については、2020年6月・2022年6月・2024年6月とする。

目標2：男性社員の育児休業の取得促進を行い、男性も育児休業取得できることを積極的に周知し期間内に男性の取得率を10%以上とする。

【対策】職制への説明を2年に1度実施する。

実施時期については、2020年6月・2022年6月・2024年6月とする。

目標3：年次有給休暇取得促進のための措置及び実施と各事業所単位で取得率50%以上を目指す。

【対策】所属長から従業員へ取得の促進を図る。

毎年各事業所に年次有給休暇取得率一覧を配付、促進を図る。

目標4：積立休暇制度の周知と取得促進のための措置と実施。

【対策】職制への説明を2年に1度実施する。

実施時期については、2020年6月・2022年6月・2024年6月とする。

以上